

服薬管理指導料について

当薬局では服薬管理指導料を算定しております。患者様から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医療リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、処方されたお薬の薬学的分析及び評価を行なった上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行なっています。



- ① 原則3ヶ月以内に再度処方箋を持参した場合
(※お薬手帳による情報提供あり)
・・・・・・・・・・・・・・45点
- ② ①以外の場合
・・・・・・・・・・・・・・59点
- ③ 介護老人福祉施設等に入所している患者様に訪問して行った場合
(※ショートステイ等の利用者も含む)
・・・・・・・・・・・・・・45点
- ④ 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合
 - イ)原則3月以内に再度処方箋を提出した患者様
(※お薬手帳による情報提供あり)
・・・・・・・・・・・・・・45点
 - ロ)イ以外の場合
・・・・・・・・・・・・・・59点